

政令番号78 2,4-キシレノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						3.5E+2	350.0	350.0
11	埼玉県	7.0E+0			7.0		4.2E+1	42.0	49.0
12	千葉県						8.2E+0	8.2	8.2
13	東京都	1.0E-1			0.1		6.2E+1	62.0	62.1
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	1.1E+0			1.1		1.1E+1	11.0	12.1
23	愛知県								
24	三重県	4.8E+1			48.0		2.3E+3	2,300.0	2,348.0
25	滋賀県	3.0E+0			3.0		1.3E+1	13.0	16.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県	1.1E+1			11.0		1.1E+2	110.0	121.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	2.1E+0			2.1		2.1E+4	21,000.0	21,002.1
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		7.2E+1			72.3		2.4E+4	23,896.2	23,968.5

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。